

令和6年1月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納 付 ・ 提 出 期 限		提 出 先
1	源 泉 所 得 税 (令和5年12月分)	納付期限	令和6年1月10日(水)	税 務 署
2	法人税・消費税等 (令和5年11月30日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和6年1月31日(水)	税 務 署
3	法人住民税・法人事業税 (令和5年11月30日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和6年1月31日(水)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和6年5月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和6年1月31日(水)	税 務 署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和6年5月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和6年1月31日(水)	都道府県知事 ・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

インボイス制度導入後の期末棚卸資産と消費税加算について

免税事業者等からの仕入について(注意)

消費税経理通達は、免税事業者及びインボイス発行事業者以外の課税事業者（以下免税事業者等という。）からの課税仕入れについて、税抜経理方式で経理している場合でも、消費税額等として経理した金額を取引の対価の額に含めて課税所得を計算することとしている。

従って、インボイス制度導入後（令和5年10月1日以降）は、免税事業者等からの課税仕入れについては、取引対価の額と区分される消費税等の額がないため、税抜経理方式で経理している場合であっても、その経理した消費税等を取引対価に含めて課税所得を計算することを明らかにしている。（消費税経理規定14の2，経過措置（2））

以上から、インボイス制度導入後の決算期の期末棚卸をする場合、免税事業者等からの課税仕入の棚卸の価額に経過措置を適用して処理した消費税額（令和5年10月1日以降3年間は消費税率の20%分）を棚卸資産の価額に加算しなければならない。

キュビズム・・・ビジュアルアートの時代

キュビズムは、20世紀の初頭にパブロ・ピカソとジョルジュ・ブラックにより創始された。キュビズムとはモチーフを幾何学的図形で表現して描く美術運動のひとつとされ、絵画を抽象的な表現へと変化させた。

パブロ・ルイス・ピカソ（1881-1973）はキュビズムの創始者であり代表者です。スペイン・マラガに生まれフランスで活躍した。絵画だけでなく版画や彫刻など幅広く活躍しました。

作品『泣く女』でこの技法を使用している。